

岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第15号

岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 給水装置工事（第4条―第9条）
- 第3章 給水（第10条―第14条）
- 第4章 料金、使用料及び加入金（第15条―第26条）
- 第5章 貯水槽水道（第27条）
- 第6章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、岬水道事業（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める岬水道事業をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（届出義務者）

第3条 条例第7条第1項各号及び第2項各号に該当するときの届出義務者は、次のとおりとする。

- (1) 給水を受けることを中止するとき 使用者
- (2) 給水装置を廃止するとき 所有者
- (3) 給水装置の用途を変更するとき 使用者
- (4) 消防の演習のため私設消火栓を使用するとき 使用者
- (5) 使用者に変更があったとき 使用者
- (6) 所有者に変更があったとき 所有者
- (7) 代理人に変更があったとき 所有者又は代理人
- (8) 管理人に変更があったとき 使用者、所有者又は管理人
- (9) 共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったとき 使用者
- (10) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合に

において、給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったとき 使用者

(11) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したとき 使用者

第2章 給水装置工事

(給水装置工事の申込み)

第4条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。

2 条例第10条第2項の規定により、前項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の同意書

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書

(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書

3 前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。

(給水装置工事の施行)

第5条 給水装置は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に規定する基準により設計し、施行しなければならない。

2 企業長は、条例第11条第2項の設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該設計審査又は工事検査に係る給水装置工事で使用される材料が政令第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

3 企業長は、前項の規定により求めた証明が提出されないときは、材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(給水管及び給水用具の指定)

第6条 条例第13条第1項の規定に基づく構造は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(4) 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
- (6) 給水装置以外の井戸、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

2 条例第13条第1項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの
- (2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造及び材質の基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず、施行技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めたときは、同項の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

4 企業長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することができる。

（給水管の口径）

第7条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

（給水管の埋設深さ）

第8条 給水管は、公道内についてはその道路管理者の許可要件を満たし、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ないときは、この限りでない。

（給水管材料の特例）

第9条 配水管への取付口からメーターまでの部分の給水管については、次に掲げる材料を使用しなければならない。

- (1) 口径40ミリメートル以下の給水管
 - 耐衝撃性硬質塩化ビニル管
 - 二層式ポリエチレン管（第1種）

(2) 口径50ミリメートル以上の給水管 別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行技術その他の事由により、企業長がやむを得ないと認めたときは、同項に規定する材料以外の材料を使用することができる。

第3章 給水

(メーターの設置)

第10条 条例第20条に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、
1 建築物に1個とする。ただし、企業長が給水及び建築物の構造上特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

- 2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で給水を受けるときは、当該2以上の建築物を1建築物とみなす。

3 工事その他一時使用については、その都度定める。

- 4 貯水槽を設けるものについては、貯水槽ごとに1個とする。ただし、企業長が使用水量を計量するため特に必要と認めるときは、貯水槽以下の装置に別に定める基準によりメーターを設置することができる。

(メーターの設置位置)

第11条 メーターは、次に掲げる基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として公道に面した最も近い位置
- (3) 検針及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷、凍結のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(メーター設置位置の変更)

第12条 保管者において、メーターの位置を変更しようとするときは、あらかじめ企業長に申し込み、承認を受けなければならない。

- 2 家屋改築その他のため、メーターの点検に支障があるときは、企業長においてメーターの位置を変更することができる。

3 前2項の規定による変更に必要な費用は、使用者又は所有者が負担しなければならない。ただし、企業長の認定によって、これを徴収しないことがある。

(メーターの保管)

第13条 保管者は、メーター又は附属器具を亡失し、又は毀損した場合は、直ちに企業長に届け出なければならない。

- 2 条例第21条第3項に規定する損害の賠償額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) メーターを亡失したときは、届出時のメーター購入価格
- (2) メーターを毀損したときは、届出時の修繕費用額。ただし、修繕が不可能のときは、届出時のメーター購入価格
- (3) 前2号において、企業長がメーターを取り付けたときは、その費用を加えた額

(給水装置及び水質の検査の請求)

第14条 条例第24条第2項の特別の費用を要したときは、次に掲げるときとする。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第4章 料金、使用料及び加入金

(料金及び使用料)

第15条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第7項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第5項に掲げる額を合算した額と、その額に100分の8を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)との合計額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 条例第26条第4項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	適用基準
一般用	公衆浴場用、一時給水用以外に使用するもの
公衆浴場用	一般公衆浴場の営業用として使用するもので、入浴料の統制を受けるもの
一時給水用	土木工事・建築工事その他一時的に使用するもの

3 1月の使用水量が基本料金に係る使用水量の限度に達しない場合であっても、所定の基本料金を徴収する。

(定例日)

第16条 条例第27条の定例日は、月の10日から20日までの間に設けるものとする。

(使用水量の端数処理)

第17条 条例第28条(第4項を除く。)の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次回の計量に繰り越すものとする。

2 条例第28条第4項の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月分の端数を切り上げるものとする。

(使用水量の認定)

第18条 条例第29条の規定による認定は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 前 3 月間の使用水量その他の事情を考慮して認定する。
- (2) 前年度同期の使用水量を考慮して認定する。
- (3) 認定期間は、認定時よりさかのぼって最高 1 年間とする。

(給水装置の破損等による場合の消費水量)

第19条 給水装置の破損のため多量に出水したと認められる場合又はメーターの下流にある私設消火栓を消防のために使用した場合は、消費水量を査定する。ただし、条例第7条に規定する届出義務又は条例第23条第1項に規定する管理義務を怠っていたとき又は故意に毀損したときは、この限りでない。

(特別な場合における料金及び使用料の算定)

第20条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金及び使用料は、1月分として算定する。

2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の用途による。

3 条例第30条第1項第3号に規定する計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の口径により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の口径による。

(料金の納入期限)

第21条 料金の納期限は、メーターの検針日の翌月の末日とする。

(料金の督促)

第22条 使用者又は管理人が納期限までに料金を納付しないときは、督促状を送付する。

(加入金)

第23条 加入金は、集合住宅、住宅団地、貸家等賃貸のものにあつては、家主、借受人が連帯して納付の義務を負う。

2 既設の給水装置を改造した場合、次の各号のいずれかに該当するときは、加入金を追加納付しなければならない。

(1) 同一の所有者が同一敷地内で既設給水装置を増径するときは、増径後のメーターの口径に係る額と増径前のメーターの口径に係る額との差額を納付しなければならない。この場合、廃止する既設給水装置は、配水管の取付口に布設した給水装置を撤去しなければならない。

(2) 専用給水装置又は共用給水装置をメーター2個以上に分岐しようとするときは、新設するメーター口径に係る額を徴収する。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、加入金の納付を要しない。

(1) 同一の所有者が同一敷地内に給水装置を移設するとき。

(2) 給水装置の所有権の変更があったとき。

(3) 既設メーター口径を減径するとき。ただし、減径後再び減径前の

メーター口径に復するときは、差額の加入金を納付しなければならない。

- 4 貸家の入居者自身が給水装置の所有権を所有している場合であっても、その権利を岬町内の他の場所へ移転することは認めない。この場合、貸家に係る給水装置の所有権は、後の入居者又は家主との間で譲渡の対象となるものとし、同町内の他の場所での設置については、新規とみなして、加入金を納付しなければならない。

- 5 給水装置の所有権の譲渡の対象とならないものは、臨時給水によるものである。

（特別な場合における加入金）

第24条 集合住宅、住宅団地及び貸家等の貯水槽以下の給水装置の加入金は、子メーターがある場合は子メーターの口径により、子メーターがない場合は各戸（箇所）の引込管の口径をメーターの口径とみなして各戸（箇所）ごとに算定した額の合計額とする。

- 2 特殊な給水装置を設置する場合の加入金については、均衡を失しないようその都度定める。

（料金等の減免）

第25条 条例第44条の公益上その他特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するもののうち企業長が認めるものについて行うものとする。

（1）不可抗力による漏水に起因する水道料金

（2）その他、企業長が公益上特別の理由があると認めたもの

- 2 条例第44条に規定する減免の申請は、水道料金減額申請書、修理証明書又は水道給水加入金免除申請書の提出をもって行うものとする。

（料金等の領収）

第26条 集金の方法で徴収する料金その他納付金に対する領収書は、企業出納員及び現金取扱員又は徴収の委託を受けた者の印があるものに限り有効とする。

第5章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者の管理及び自主検査）

第27条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

（1）次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なも

のについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 雑則

(給水の停止)

第28条 条例第49条第1号に該当する場合の給水の停止に関し、第22条の督促状に記した納期限までに納付されない場合は、停水予告に伴う催告状を発付する。

2 前項の納期限は、送付した日から起算して20日を経過した日までとし、当該納期限までに納付されないときに給水停止を行うものとする。

3 第1項の督促状又は催告状は、普通郵便による発送をもって完了したものとする。

(委任)

第29条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(岬町との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 この規程の施行の日前に、岬町水道事業給水条例施行規則等を廃止する規則（平成31年岬町規則第2号）第1項の規定による廃止前の岬町水道事業給水条例施行規則（平成14年岬町規則第20号）その他の水道事業に関する規程（以下「町規程等」という。）の規定によりなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。